

議案第53号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月2日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

住民基本台帳法等の改正に伴い、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化された等により、所要の改正を行うため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票の写しの交付手数料（1世帯を1件とする。）	1件	300
住民票の写しの広域交付に関する交付手数料（1世帯を1件とする。）	1件	300
戸籍の附票の写しの交付手数料（1附票を1件とする。）	1件	300

を

」

「

住民票の謄本又は抄本の写しの交付手数料（1世帯を1件とする。）	1件	300
住民票記載事項証明書の交付手数料（1世帯を1件とする。）	1件	300
住民票の謄本又は抄本の写しの広域交付に関する交付手数料（1世帯を1件とする。）	1件	300
住民票の除票の写しの交付手数料（1世帯を1件とする。）	1件	300
住民票の除票記載事項証明書の交付手数料（1世帯を1件とする。）	1件	300
戸籍の附票の謄本又は抄本の写しの交付手数料（1附票を1件とする。）	1件	300
戸籍の附票の除票の謄本又は抄本の写しの交付手数料（1附票を1件とする。）	1件	300

に、

」

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件	500
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件	800

を

」

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件	800	に
---	----	-----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。